# 「荷卸し時の安全対策」統一キャンペーン
# 実　施　要　領

（公社）北海道トラック協会
タンクローリー部会

１．目　　的

危険物の荷卸しに当たっては、混油、誤注入やオーバーフロー等の事故を防ぐため、荷卸しをする側、荷卸しを受ける側、双方の危険物取扱者が、危険物の注入口、油種、数量、タンクの残量等をしっかりと確認し、静電気による災害等を防止する措置を取った上で、行う必要があります。

また、こうした措置は、事故を未然に防ぐための義務として、消防法第１３条第３項をはじめ、政令、消防庁からの通達等において、確実に実施するよう明記されています。

しかしながら、依然として、全国各地の危険物取扱所等において、危険物の荷卸し時における事故が後を絶たない状況にあり、こうした事故の発生は、荷卸しの際に、荷卸しをする側、荷卸しを受ける側、双方の危険物取扱者が立会い、事故防止のために必要な確認を行わなかったことが、大きな原因の一つと考えられています。

混油、誤注入やオーバーフロー等の事故は、ひとたび発生すると、直接・間接に大災害へとつながる恐れがあることから、事故防止対策を徹底することが、業界関係者に課せられた社会的使命となっています。

こうした観点から、本キャンペーンは、広く関係先に対し、危険物荷卸し時の相互立会いの必要性、重要性を周知し、危険物取扱所等における、確実な相互立会い実施の推進を目的とします。

２．期　　間

令和８年１１月１日から令和８年１１月１４日まで

３．共　　催

石油連盟、北海道石油業協同組合連合会、トラック協会 タンクローリー部会

４．後　　援

北海道

５．協　　力

北海道経済産業局

６．実 施 者

（公社）北海道トラック協会 タンクローリー部会

７．協　　賛

消防庁

８．キャンペーン実施方法

(1)キャンペーン期間中､各ドライバーは荷卸し先に対し北海道トラック協会タンクローリー部会より配布の「荷卸し立会い」ポスター及びラミネート下敷きにより､相互立会いへの理解・協力を呼びかけてください。

(2)キャンペーンの対象は、今回は「給油取扱所」(ガソリンスタンド)としますが、法規上の「立会い」は、工場、ホームセンター等の一般需要家に於いても適用されます。従って極力、全ての対象においてキャンペーンを展開できるよう、御協力をお願いします。

(3)なお、各部会員事業者に対し、荷主(石油元売り会社)より、キャンペーンに関する指示があったときには、その指示に従ってください。

９．キャンペーン実施後のアンケート調査

キャンペーン終了後、次回以降の活動の参考のため、別添アンケート調査に御協力下さい。